

## 令和3年度運営評価の実施方法の変更について

### 1. 現地調査について

過去3か年の基準適合率が100%のセンターは、市職員による現地調査を行わず、以下の方法で実施する。

ただし、市が現地確認を必要と判断した場合は現地確認を行う。

- ①センターがチェックリストに基づき、自己チェックを行い、市へ提出を行う。
- ②市が自己チェックを確認し、電話にてあんしんすこやかセンターへ確認を行う。
- ③自己チェック、記録、電話聞き取りの内容で、評価結果案を作成する。
- ④令和4年度運営評価（令和5年度に現地調査を実施）の際は現地調査を実施する。

<該当センター（12センター）>

六甲アイランド、春日野、丸山、池田宮川、西代、離宮、垂水名谷、押部、伊川谷、西神中央、神出、学園都市

### 2. 新型コロナウイルス感染症の予防により実施できなかった項目の評価について

<センターが企画・実施する項目>

#### (1) 対象項目

- ・介護リフレッシュ教室の開催（年4回以上）
- ・地域ケア会議の実施（年1回以上）
- ・地域支え合いに関する地域との会議の開催・参加（対象地域で年1回以上）

#### (2) 取り扱い

緊急事態宣言の発令期間中は、以下①～②により運営評価が「不適」または「B」評価になる場合、介護保険課がその旨を確認できた場合は「一」評価とする。ただし、上記期間外であっても、予定していた会場が閉鎖していたため開催できなかったなど、やむを得ないと介護保険課が認めた場合は「一」評価とする。

- ①実施予定であった対象項目に関する会議等を中止した。
- ②感染予防のため、対象地域での会議等の企画が困難であった。